

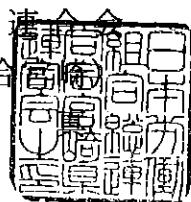
2015年 2月 23日

宮崎経営者協会
会長 佐藤 勇夫 様

日本労働組合総連合会

宮崎県連合会（連合会印）

会長 佐藤



要 請 書

春寒の候 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より連合宮崎の取り組みにご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、わが国は社会・経済が成熟化し、少子化・高齢化が進む中で、人口減少局面に突入して久しく、低成長とデフレ経済という「失われた20年」の中で、企業は短期的な利益確保の重視や株主重視の姿勢を強め、賃金の低下や非正規労働者の増加、所得などの格差が拡がり、社会の安定成長の基盤を損なう状況を招いています。

わたしたち連合は、2015春季生活闘争は、引き続き「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を通じ、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて、継続して賃金の引き上げを求めていくこととしています。

また、春季生活闘争を「総合生活改善闘争」として、「労働条件向上の取り組み」とともに、健全な経済成長実現に向けた政策の実現や、社会保障や税を通じた所得再配分機能の強化などを実現するために、「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として押し進め、勤労者全体の雇用・労働条件・生活に関わる問題の解決に向けて取り組む決意です。

つきましては、別紙の項目について要請をいたしますので、2015春季生活闘争の取り組みをご理解いただき、取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上

要請項目

1. 雇用の創出・安定を確保し、労働条件向上の取り組みについて
 - (1) 若年者を中心とした雇用創出の取り組みを強化すること。
 - (2) 採用時、契約更新時において、書面による労働条件通知書の明示を徹底し、雇用の安定をはかること。
 - (3) 企業、事業所が長期休業、倒産になった時に、迅速に関係機関と連携し、雇用対策を強化すること。
2. 「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて、可能な限り賃金引き上げをおこない、賃金の維持・向上に最大限努めること。
3. 労働関係法令遵守の取り組みについて
労働基準法や労働安全衛生法等の労働関連法令が遵守されるよう取り組みを強化すること。
4. 「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「メンタルヘルス」の予防・対策強化について
 - (1) 関係機関と連携し、社会的な問題と顕在化している「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「メンタルヘルス」予防・対策を強化すること。
 - (2) 事業主、労働者に対して研修会、学習会をおこない、予防・対策をおこなうこと。
5. 「中小企業退職金共済制度」や「特定退職金共済制度」の加入促進をはかること。また自治体に対して、助成制度の導入・充実を求めるこ。
6. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、ディーセントワークの実現にむけて
 - (1) 過重労働、長時間労働の是正をはかること。
 - (2) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備や取得促進の向上にむけて、取り組みを強化すること。
 - (3) 男性の育児休暇、休業を推進すること。

以上